

令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和5年12月21日
東京都

東京都の児童福祉の現場では、虐待相談や一時保護件数の増加、相談内容の複雑化などにより、児童相談所や一時保護所に求められる役割が年々重要なものになるとともに、その職務の困難さが増しています。そこで、児童福祉分野での知見や実務経験を有し、現場における課題に的確に対応できる人材を積極的に登用し、運営体制の強化を図るため、本選考において、児童相談所相談援助課長、児童相談センター相談援助担当課長として即戦力で活躍していただける方を募集します。

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用するものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員及び職務内容

区分・職種	一般任期付職員・福祉
採用予定人数	4名程度
職名	(1) 児童相談所相談援助課長 (2) 児童相談センター相談援助担当課長
職務内容	(1) 児童相談所相談援助課長 都児童相談所における以下の業務 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）等に定められている所長としての権限の行使の補佐 (例) 通告等を受けた児童及びその保護者に対する指導、市町村や福祉事務所への児童の送致、親権停止等に係る家庭裁判所への審判請求 ・法第32条等により知事から委任された権限の行使の補佐 (例) 児童養護施設等への入所措置、児童虐待のおそれがある場合の保護者への出頭要求、出頭要求に応じない場合等の立入調査、立入調査に応じない場合の児童の住所・居所に係る臨検及び捜索 ・相談援助業務の統括、等 (2) 児童相談センター相談援助担当課長 都児童相談所における以下の業務 ・法等に定められている所長としての権限の行使の補佐

	<p>(例) 通告等を受けた児童及びその保護者に対する指導、市町村や福祉事務所への児童の送致、親権停止等に係る家庭裁判所への審判請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第32条等により知事から委任された権限の行使の補佐 <p>(例) 児童養護施設等への入所措置、児童虐待のおそれがある場合の保護者への出頭要求、出頭要求に応じない場合等の立入調査、立入調査に応じない場合の児童の住所・居所に係る臨検及び捜索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当地区における相談援助業務の統括、等
勤務場所	<p>一時保護所を併設するいづれかの都児童相談所 (児童相談センター(新宿)、江東、足立、立川、八王子)</p>

◎ 採用予定人員は欠員の状況等により増減する可能性があります。

2 任期

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

3 受験資格及び求める能力

(1) 受験資格

以下の①及び②の要件を全て満たしていること

①以下のいずれかの資格・経験を有すること

- ・ 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- ・ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師
- ・ 児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
- ・ 上記と同等以上の能力を有すると認められる者で、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第111号）第2条各号のいずれかに該当する者

②学歴区分に応じた、民間企業等における職務経験年数（福祉に関する職務経験年数を含む。）を一定期間以上有すること（表1参照）

※ 「福祉に関する職務経験」とは、福祉施設や病院等での相談援助業務や直接支援業務等の対人援助業務をいう。

【表1】

学歴区分	必要な職務経験年数	うち福祉に関する職務経験年数
・大学院博士課程の修了 ・大学院修士課程又は専門職学位課程（標準修業年限2年以上）の修了	13年以上	13年以上
・大学院修士課程又は専門職学位課程（標準修業年限1年）の修了	14年以上	14年以上
・大学（4年制の大学）の卒業	15年以上	15年以上
・短期大学（3年制の短期大学）の卒業 ・短期大学（2年制の短期大学）の専攻科の卒業 ・高等専門学校の専攻科の卒業 ・専修学校（修業年限3年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業	16年以上	16年以上
・短期大学（2年制の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	17年以上	17年以上
・高等学校の卒業	19年以上	19年以上

(2) 求める能力

- ・優れたリーダーシップ、コミュニケーション力、調整力を有し、組織をマネジメントする力

注1 職務経験年数は、採用予定月（令和6年4月）の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注2 職務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。
派遣社員、非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注3 合格通知後、指定日（6「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）までに、上記受験資格①②を満たしていることを確認するための証明書類を提出していただきます。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

注4 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科及び国立武藏野学院附属人材育成センター養成部（旧児童自立支援専門員養成所）における修業期間は、福祉に関する職務経験とみなします。

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員（令和6年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員並びに令和6年3月31日までに任期が満了する任期付職員、非常勤職員及び臨時の任用職員を除く。）である人は受験できません。

4 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	履歴書、職務経験調書等による審査
小論文	課題式（回答文字数：1,200字程度） 「児童相談所が直面する課題及び児童福祉司・児童心理司の役割について述べ、あなたの経験を活かし、児童相談所長を補佐する相談援助課長としてどのように業務に取り組むか述べなさい」

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考查	人物及び職務に関連する経験及び知識についての個別面接
------	----------------------------

- ◎ 口述考查は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

受付期間	令和5年12月21日（木）から令和6年1月9日（火）まで
申込方法	<ul style="list-style-type: none">・下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の履歴書、小論文、顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください・<u>メールの件名は必ず、「福祉局一般任期付職員申込(相談援助課長等)」</u>としてください。件名が違う場合、申し込みを正常に受け付けられない場合がございます。 <p><URL></p> <p>https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/soudanenjokacho.html</p> <p><提出物></p> <p>履歴書(上記URLの所定様式)</p> <p>小論文(上記URLの所定様式)</p> <p>顔写真データ(jpg、3メガバイト以内)</p> <p><提出先></p> <p>福祉局総務部総務課メールアドレス</p> <p>S1140101@section.metro.tokyo.jp</p>

- ◎ 郵送・窓口での申込みは受け付けません。
- ◎ 第2次選考実施日の3営業日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、福祉局総務部総務課調整担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、合格者には最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます。卒業（修了）証明書については各学校の様式で、在職証明書については東京都福祉局が指定する様式での発行を学校・勤務先へ依頼していただき、合格通知後5営業日程度までの期間に御提出いただくことになりますので、計画的に準備を進めるようにしてください。

7 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和6年1月17日（水曜日） ※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和6年1月24日（水曜日）から26日（金曜日）までのいずれか1日 ※会場は東京都庁を予定しています。
最終結果通知	令和6年2月6日（火曜日） ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

8 主な勤務条件等について

《勤務時間》

原則として週38時間45分、1日当たり7時間45分

《給与》

【参考例】

初任給	児童相談所相談援助課長 児童相談センター相談援助担当課長	約521,800円
------------	---	------------------

- ◎ この初任給は、令和5年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）、給料の特別調整額（管理職手当）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 初任給は、職務経験に応じて決定されます。上記の参考例は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を常勤職員として採用職種と同種の業務に15年間従事した場合に想定される初任給です。同種の業務の例としては、児童相談所で相談援助業務に従事していた場合等が挙げられます。
- ◎ 上記のほか、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。

- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月1日採用の場合は15日付与）の外、夏季休暇、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問合せ先

東京都福祉局総務部総務課調整担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 27階北側

【電話】 03(5388)3936 (ダイヤルイン)

【福祉保健局ホームページ】 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分

都庁前駅（都営大江戸線）

《**福祉局職員募集ホームページ**》

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/shokuin/index.html>